

平成 26 年度 文部科学省委託調査

スポーツ庁の在り方に関する調査研究

(海外におけるスポーツ施策の連携等に関する調査)

報告書

平成 26 年 9 月

WIP アンド アソシエイツ 株式会社

平成 26 年度「スポーツ庁の在り方に関する調査研究事業」
調査研究の概要

1. 調査研究の目的

本調査研究は、スポーツ基本法附則第2条で求められているスポーツ庁の在り方の検討に資するため、スポーツ行政と他の行政分野が連携した諸外国の施策や、我が国のスポーツ産業への支援策などについて調査分析を行い、スポーツ基本法附則第2条で定められているスポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等、行政組織の在り方の検討に資することを目的とする。

2. 事業の内容

スポーツ庁の在り方に関して具体的な検討を行っていくため、近年実施した諸外国調査により得られた情報を踏まえ、とりわけ中央省庁間で連携・協力を行っている諸外国のスポーツ関連施策について、①施策の内容、②施策が実施された経緯、③連携を行っている省庁名と連携の内容、④施策の効果や評価、に係る調査分析を、文献調査及び国内外のスポーツ行政機関・研究機関・有識者等へのヒアリング等により実施した。

3. 調査実施期間

平成 26 年 7 月 11 日～平成 26 年 9 月 30 日

4. 調査対象国及び調査内容の設計

調査対象国は、過去2年度の海外調査対象である韓国、フランス、イギリス、カナダ、オーストラリア、インドに、今回新たに米国を加え、合計7か国とした。

また、弊社提案により、中央省庁及びスポーツ担当省庁の組織機構に係る最新情報についても併せて整理して示すこととした。これは、平成 24 年度「スポーツ庁の在り方に関する調査研究」で調査した6か国の行政機関に関する基礎情報を2年ぶりに更新することにより、読者に対して連携の当事者に係る正確な理解を促し、各国行政制度の最新資料として広く活用を資することを目指したものである。なお、平成 24 年度調査では調査の対象としていなかった米国については、国家統治の概観と行政府の機能についても解説した。

本調査では、7か国におけるスポーツ担当省局を、以下のように捉えている。

| | |
|---------|--|
| 韓国 | 文化体育観光部 体育局 |
| フランス | 都市青少年スポーツ省 スポーツ局 (2014.8～) |
| イギリス | DCMS (文化メディアスポーツ省) |
| オーストラリア | 保健省 スポーツ局 (2013.9～) オーストラリアスポーツコミッション (ASC) |
| カナダ | カナダ民族遺産省 スポーツカナダ局 |
| インド | 青年スポーツ省 スポーツ庁 |
| 米国 | 保健福祉省 ‘体づくり、スポーツ、栄養に関する大統領諮問委員会 (PCFSN)’ 米国オリンピック委員会 (USOC) |

5. 執筆編集方針

各国章の執筆編集は、一般読者にわかりやすい記述を心がけ、また専門家による後々の研究の用にも役立つものとするを旨とし、以下のように方針を統一している。

- 脚注に出典及び関連情報等を記載し、情報の出所を明確に示すこと。
- 組織名、法律名、制度等の固有名詞の日本語訳は先行研究を参考にしつつ、最適と考えられる訳語を選定、または独自の判断により創出し、かつ表記ルールを統一すること。
- 外国語の表記は、後からウェブ検索等で検証や研究活用する際の作業を容易にするため、日本語訳と併記することを原則とすること。
- 予算額など外国通貨による金額の日本円換算額は併記せず、読者の判断に委ねること。

なお、各国章の最初のページ脚注に、2013年平均の対円換算レートを記載している。

過去5年における年平均対円換算レートを以下に掲載するので、参考にされたい。

| 国（通貨コード） | 通貨単位 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 2013年 |
|--------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 韓国（KRW） | 1,000 ウォン | 73.47 | 75.74 | 71.93 | 70.66 | 88.85 |
| フランス（EUR） | 1 ユーロ | 130.34 | 116.52 | 111.01 | 102.62 | 129.60 |
| イギリス（GBP） | 1 ポンド | 146.37 | 135.62 | 127.86 | 120.46 | 152.67 |
| オーストラリア（AUD） | 1 豪ドル | 73.94 | 80.59 | 82.33 | 82.63 | 94.28 |
| カナダ（CAD） | 1 カナダドル | 82.22 | 85.17 | 80.64 | 79.81 | 94.69 |
| インド（INR） | 1 ルピー | 1.91 | 1.91 | 1.69 | 1.48 | 1.67 |
| 米国（USD） | 1 米ドル | 93.57 | 87.78 | 79.70 | 79.78 | 97.57 |

2014年9月30日

執筆編集責任者

WIPアンドアソシエイツ株式会社

代表取締役 主席研究員 高瀬富康

【総目次】

| | |
|---|-----|
| 第1章 韓国 | 3 |
| 1. 中央省庁の組織機構..... | 3 |
| 2. 中央省庁間における「連携」 | 6 |
| 3. スポーツ担当省庁の組織機構 | 12 |
| 4. スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」 | 14 |
| (1) スポーツを通じた健康増進..... | 15 |
| (2) 障害者スポーツの振興 | 18 |
| (3) スポーツ産業の振興や、スポーツ産業との連携を通じた競技力強化 | 21 |
| (4) スポーツを通じた国際交流・貢献の推進 | 28 |
| 5. 参考文献..... | 29 |
| 第2章 フランス | 33 |
| 1. 中央省庁の組織機構..... | 33 |
| 2. 中央省庁間における「連携」 | 41 |
| 3. スポーツ担当省庁の組織機構 | 46 |
| 4. スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」 | 49 |
| (1) スポーツを通じた健康増進..... | 50 |
| (2) スポーツを通じた国際交流・貢献の推進 | 55 |
| 5. 参考文献..... | 56 |
| 第3章 イギリス | 59 |
| 1. 中央省庁の組織機構..... | 59 |
| 2. 中央省庁における「連携」 | 69 |
| 3. スポーツ担当省の組織機構..... | 73 |
| 4. スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」 | 75 |
| (1) スポーツを通じた健康増進..... | 76 |
| (2) 地域のスポーツ施設の整備..... | 77 |
| (3) スポーツを通じた国際交流・貢献の推進 | 77 |
| 5. 参考資料 ロンドン2012大会レガシー報告書（第2回, 2014年7月） | 78 |
| 6. 参考文献..... | 117 |
| 第4章 オーストラリア | 121 |
| 1. 中央省庁の行政機構..... | 121 |
| 2. 中央省庁間における「連携」 | 126 |
| 3. スポーツ担当省庁の組織機構 | 128 |
| 4. スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」 | 131 |
| (1) スポーツ産業の振興や、スポーツ産業との連携を通じた競技力強化 | 132 |

| | |
|---|-----|
| (2) スポーツを通じた国際交流・貢献の推進 | 134 |
| 5. 参考文献 | 135 |
| 第5章 カナダ | 139 |
| 1. 中央省庁の組織機構 | 139 |
| 2. 中央省庁間における「連携」 | 145 |
| 3. スポーツ担当省庁の組織機構 | 147 |
| 4. スポーツ担当省と他省庁の「連携」 | 149 |
| (1) スポーツを通じた健康増進 | 150 |
| (2) スポーツを通じた地域活性化 | 153 |
| 5. 参考文献 | 154 |
| 第6章 インド | 157 |
| 1. 中央省庁の組織機構 | 157 |
| 2. 中央省庁間における「連携」 | 163 |
| 3. スポーツ担当省庁の組織機構 | 164 |
| 4. スポーツ担当省と他省庁の「連携」 | 165 |
| (1) スポーツを通じた健康増進 | 166 |
| (2) 地域のスポーツ施設の整備 | 169 |
| 5. 参考文献 | 171 |
| 第7章 米国 | 175 |
| 1. 国家統治の概観 | 175 |
| 2. 大統領行政府及び行政各省 | 178 |
| (1) 大統領行政府 | 178 |
| (2) 行政各省 | 180 |
| 3. 中央省庁間における「連携」 | 182 |
| 4. スポーツ担当省 | 185 |
| (1) 保健福祉省 ‘体カづくり,スポーツ,栄養に関する大統領諮問委員会 (PCFSN)’ | 185 |
| (2) USOC (米国オリンピック委員会) | 193 |
| 5. スポーツ担当省庁と他省庁の「連携」 | 197 |
| (1) スポーツを通じた健康増進 | 198 |
| (2) 障害者スポーツの振興 | 200 |
| 6. 参考文献 | 202 |